

平成30年新居浜地区林野火災予防協議会議事録

- 1 日 時 平成30年1月25日(木) 14時00分～15時00分
- 2 場 所 新居浜市消防庁舎3階 32会議室
- 3 出席者 18名(別紙のとおり)
- 4 欠席者 新居浜市農業協同組合
新居浜市地域コミュニティ課
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事 (1) 第1号議事 平成29年林野火災予防対策基本計画について
(2) 第2号議事 平成29年林野火災予防対策結果について
(3) 第3号議事 平成30年林野火災予防対策基本計画(案)について
(4) 第4号議事 その他

7 会議録

(1) 開会

○事務局(予防課主幹)

定刻となりましたので、只今から、平成30年新居浜地区林野火災予防協議会を開催いたします。
まずはじめに、当協議会会長であります、消防本部消防長藤田からごあいさつを申し上げます。

(2) 会長あいさつ

○消防長

みなさんこんにちは。新居浜地区林野火災予防協議会の開催にあたりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

今日は寒い中また、お忙しい中、本協議会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は、新居浜市の消防行政の推進に格別のご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成29年1月～12月の火災概況でございますが、火災件数は27件で過去最少の件数を更新いたしました。

その内訳ですけれども、建物火災が18件、車両火災が3件、林野火災が2件、その他火災が4件となっており、これらの火災によりまして死者及び負傷者につきましては、死者が2名、負傷者が6名という状況であります。

次に林野火災とは、春先を中心に発生しておりますが、この時季は降水量が非常に少なく、空気が乾燥しておりまして、強風などにより、山火事が発生しやすい気象状況の上に、行楽シーズンによりまして、入山者が多くなる時季でございます。

出火原因につきましては、そのほとんどが人為的要因によるものが多く占めております。

このようなことから、本年につきましても、入山者や林野周辺住民等に対しまして、出火防止の意識を高めよう徹底した広報を積極的に推進してまいりたいと考えております。

今後とも本協議会の運営に対しまして、各関係機関の皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は宜しく願いいたします。

(3) 出席者紹介

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございました。

続きまして、本日ご出席の皆様から自己紹介をいただきたいと思っております。

なお、新居浜市農業協同組合様、新居浜市地域コミュニティ課につきましては、業務の都合のため欠席いたしますことをご報告いたします。

それでは、最初に愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課様から時計回りの順でお願いします。

…………… 〈 出席者の自己紹介 〉 ……………

ありがとうございました。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

…………… 〈 事務局の自己紹介 〉 ……………

○事務局（予防課主幹）

それでは議事に入らせていただきます。

会議の議長は、規約により藤田消防長をお願いいたします。

(4) 議事

○議長（消防長）

それでは、次第に従いまして議事の進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、第1号議案「平成29年林野火災予防対策基本計画について」及び第2号議案、「平成29年林野火災予防対策結果について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

はい。それでは、第1号議案「平成29年林野火災予防対策基本計画について」でございますが、昨年の林野火災予防協議会にてご承認いただきました基本計画でございます。

お手元の資料1ページから3ページに記載しておりますので、後ほどご確認、お願いいたします。

続きまして、第2号議案「平成29年林野火災予防対策結果について」ご報告致します。

平成29年3月1日から4月30日までの間、「平成29年林野火災予防対策基本計画」に基づきまして、実施致しました結果でございます。それでは、資料の4ページ、5ページをお開きください。

まず、1.「特定区域の火気使用制限の実施」につきましては、制限区域、制限期間、制限事項、適用法令について、当該基本計画に基づき、各種方法により周知を致しました。周知方法につきましては、市長公告をはじめ、以下、記載しているとおりでございます。

次に、2.「制札、立て看板、のぼり等の設置」でございます。7ページ、8ページの折り込み地

図をお開きください。赤の実線で囲んだところが、制限区域でございます。

左端が河北山、中央が郷山、中央の下方が生子山、右端が長野山になります。

この、区域内及び周辺に、制札板を 60 か所、大型看板を 1 か所、みんなの消火用水を 12 か所、県からのご依頼による山火事防止看板を 33 か所、防火標識を 17 か所に、それぞれ設置済みでございます。それでは、4 ページにお戻りください。

3. 「たばこの投げ捨て防止対策の推進」では、山林パトロール実施時に併せて広報を行いました。その場所と致しましては、市民の森、滝の宮公園、ほかで行っております。

次に、4. 「山林パトロールの実施」でございますが、9 ページをお開きください。

当期間中、消防本部、署、消防団、関係機関において実施していただいたパトロール状況を記載しております。各機関における実施状況につきましては、この後、各機関の皆様よりご報告いただきますが、当期間中、合計で 194 回、延べ人員 877 名の方々に実施していただいております。

それでは 5 ページにお戻りください。

5. 「防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝」でございますが、火気使用制限の周知を、広報誌や自治会広報塔等で行いました。

次に、6. 初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備につきましては、山林パトロール実施時などで、行っております。

最後に、7 の結果でございます。

「平成 29 年林野火災予防対策基本計画」に基づき、各関係機関の皆様のご協力を得て、林野火災の防止に取り組みましたが、残念ながら、6 ページに記載しておりますとおり、4 月 28 日荻生馬渕の竹藪、8 月 25 日大生院の中萩駅北東の山林にて火災が発生いたしました。しかしながら、消防機関の消火活動により、最小限の被害でおさえることができ、鎮火に至っております。

今後におきましても、林野火災を防止するため、引き続き、市民の皆様には、本計画により、防火意識の普及高揚を図り、また各関係機関が一体となった林野火災予防対策を推進していくことが必要であると考えております。

以上が結果報告でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、昨年、各機関におかれまして、林野火災予防対策を計画・実施いただいておりますけれども、その結果について、ご報告をお願いいたします。

まず、愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課さま、お願いいたします。

○愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課

愛媛県と致しましては、春季の全国火災予防運動の一環と致しまして、林野庁が実施しております、全国山火事予防運動に併せまして、平成 29 年 3 月 1 日から 7 日までの一週間、山火事予防のポスターの掲示、配布などを通じまして一般県民に対し普及啓蒙活動を実施いたしました。

それとともに、先ほどありました様に、森林組合さんと連携いたしまして、市民の出入りが多く、過去に山火事が発生し、山火事防止火気使用制限区域にも指定されております長野山を中心に定期的にパトロールを実施いたしました。

ただ、当課では森林林業課の方では、そこで発行しております、広報誌へのスペースにつきまし

て、山火事予防の啓発記事を掲載し、林業関係である周知を図ってまいりました。
以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合さま、お願いいたします。

○いしづち森林組合

いしづち森林組合におきましては、山林の整備が主たる目的でございますので、毎日、日曜日を除いて、各森林の整備を行っておりました。現場に常時人が行っておる状態でございますが、特に3月、4月につきましては、重点的に主に、船木の長川地区、それから金子山、この新居浜地区に入っていないのかもしれませんが、別子山の犬野地区につきまして、計6名の作業員が日曜日を除いた毎日作業を致しております。そして、これらの作業場所につきましては、我々職員が週2ないし3日、現場のパトロールを実施して安全、火災予防に協力しているところであります。

それと同時に、毎月20日に全職員によります労働安全会議などにおきまして、また月曜日には毎週、朝礼がございまして、この場を利用して防災意識の高揚を図っているところでございます。また、年2回、8月と2月、森林組合だよりという新聞を出しており、特に2月におきましては、春の月間運動に伴います組合員の皆様に対し、防火意識の啓発を行っております。

以上のような状況でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

続きまして、住友金属鉦山(株)別子事業所さま、お願いいたします。

○住友金属鉦山(株)別子事業所

当事業所でございますけれども、昨年は春の火災予防運動週間前の、2月17日に、社内の防火担当者を集めまして会議を開催いたしまして、その会議を通しまして、林野火災予防について従業員並びに協力会社への周知を行いました。

山林パトロールにつきましては、3月1日から4月30日にかけて、土曜日、日曜、祝祭日のうち、先ほどもご報告がありましたように、3月に9回の人員11名、4月に9回の人員12名で、河北山、滝の宮周辺の山林パトロール広報を行いました。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

次に、住友林業（株）新居浜山林事業所さま、お願いいたします。

○住友林業（株）新居浜山林事業所

当社におきましては、林野火災予防期間前までに、立て看板、のぼりの整備を実施いたしました。

また、先ほどご報告がありました通り、河北山一帯で土曜日、日曜日及び祝祭日の雨天時以外で、

計 20 回、延べ人員 20 名で山林パトロールを実施いたしました。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市消防団さま、お願いいたします。

○新居浜市消防団

消防団でございますが、3 月と 4 月の日曜日、祝祭日に、河北山、郷山、長野山、生子山において山林パトロール及び広報宣伝を行いました。

全 17 分団あわせて、3 月に 56 回、4 月に 63 回、合計 119 回、延べ人員 723 名にて実施いたしております。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

次に、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会さま、お願いいたします。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブでは、各地区で行われる防災訓練や文化祭などの催し物において、火災予防並びに住宅用火災警報器の設置推進を目的として広報をし、リーフレット等の配布やアンケート調査などを実施しました。そのような予防活動を通じて、林野火災の未然防止を含めた広報宣伝を実施いたしました。

以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

次に、秘書広報課、お願いします。

○秘書広報課

市の広報全般を担当させていただいております秘書広報課は、29 年につきましては、3 月から 4 月の山火事防止月間に併せまして消防本部予防課からの依頼に基づきまして、市政だより 2 月号をはじめ、ケーブルテレビや市ホームページ、メールマガジンなど様々な広報媒体を活用いたしまして、市民の皆様にご注意喚起、周知徹底を図ってまいりました。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産課、お願いします。

○農林水産課

農林水産課といたしましては、県森林林業課の方から配布されるポスターで啓発させていただいております。当課が所管しております長野山市民の森につきましては、平成 29 年の 3 月末までは、学習館に常駐する職員を配置しておりましたが、4 月以降につきましては、公益法人新居浜市シルバー人材センターと「市民の森維持管理業務」について委託契約を締結し、朝夕及び日中の計 3 回、公園内をパトロールしていただき、毎月の報告を受けております。

また、当課の職員も市民の森には定期的に現地に出かけており、その際に「みんなの消火用水」の配置や破損状況の有無について確認をしております。

その他といたしまして、最近、有害鳥獣駆除に係る個体確認業務において、市民の森山中に入るケースがあるため、その際に山火事防止看板の破損状況などを確認するようにしております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、都市計画課、お願いします。

○都市計画課

都市計画課におきましては、河北山の区域の一部の滝の宮公園と生子山、通称えんとつ山の管理を行っております。滝の宮公園につきましては、例年職員による公園巡視や管理委託をしております。シルバー人材センターにおいての日頃のパトロール等を行っておりますが、29 年度につきましては、パトロールに使う車両に山火事防止のマグネットがあるので使っております。

また、樹木の剪定時や作業時、又花見シーズンには、警備員による監視を行いました。

生子山につきましては、ボランティア活動を実施しております、えんとつ山クラブの協力を得て、火災予防を進めております。

山火事防止の看板を 5 か所、設置いたしましたが、これが古くなっておりましたので 29 年度は更新しました。また、みんなの消火用水の点検等を行っております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、総務警防課。

○消防本部総務警防課

消防本部総務警防課の予防対策につきましては、主に山林パトロールの実施でございます。この山林パトロールにつきましては、消防団にお願いをしております。先程、消防団長からご説明がありましたとおり、3 月と 4 月の日曜、祝祭日等に、山林パトロールを行っていただいております。

林野火災の消火には、消防団の方々が必要不可欠でありますので、消防団の指揮統制と各分団相互の連携、火災防御技術の向上及び付近住民の方々への防火思想の普及高揚を図るため、昨年 2 月 26 日に、川西、川東、上部のそれぞれの地区別の消防団において、山林火災防御訓練を実施いたしました。

また、消防団の山火事用資機材につきましては、小型動力ポンプやその他の資機材など、逐次更新整備を行っております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、北消防署。

○北消防署

北消防署につきましては、3月からの規制に先立ちまして、昨年末に制限区域内の制札板とみんなの消火用水の調査を行い、更新の必要のあるものについては、全て更新しております。

また、山林パトロールにつきましては、火気使用制限期間中の3月、4月の土曜日に合計8回、延べ人員31名にて実施いたしました。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、南消防署。

○南消防署

はい、南消防署につきましては、山林パトロールは制限区域を中心に、3月、4月の土曜日の午後に計8回、延べ人員32名で実施しております。

また、昨年12月に制札板とみんなの消火用水などの管理状況について調査をしました結果、みんなの消火用水のポリタンクに破損や亀裂がありましたので、17個のポリタンクを更新しております。制札板などについては良好でありました。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、川東分署。

○川東分署

川東分署の結果について報告いたします。まず、山林パトロールにつきましては、3月4月の土曜日の午後、山火事規制区域であります通称、郷山を中心に、また規制区域外である又野から阿島、荷内までの山すそを計8回、延人員にいたしますと24名で実施しております。

昨年、12月に制札板、みんなの消火用水などの管理状況について調査しましたが、全般に良好であり、補修の必要はございませんでした。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。それぞれの機関におかれまして、予防対策を立て、実施をいただき、まことにありがとうございました。

先ほどの皆さんの報告について質問等はございませんか。無いようでございますので続きまして、第3号議案に移りたいと思います。

「平成30年林野火災予防対策基本計画（案）について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（予防課長）

はい。それでは、お手元の資料、12、13ページをお開きください。

平成30年林野火災予防対策基本計画（案）」でございます。

まず、1.「特定区域の火気の使用制限の実施」と致しましては、14ページをお開きください。平成30年山火事防止火気使用制限区域図（案）でございます。

図の左端の河北山が525ha、中央の郷山が106ha、その下方の生子山が10ha、右端の長野山が126haの4区域を制限区域と定める案でございます。

12ページにお戻りください。

制限期間と致しましては、平成30年3月1日から4月30日までの間、制限事項は区域内での、たき火や草焼き、歩行中の喫煙や作業中のくわえ煙草の禁止。また、たばこの吸い殻などの後始末について制限を致します。

次に、本計画の周知方法と致しましては、市長公告、市政だより等の広報誌への掲載、防災行政無線を活用した自治会広報、制札板、山林パトロール等での広報を行い、市民の皆様に周知することと致しております。

なお、本計画の適用法令は、消防法第23条の規定に基づくものでございます。

次ページ、2.「制札、立て看板、のぼり等の設置」につきましては、補修等が必要な箇所を中心に補修作成することとし、3の、「たばこの投げ捨て防止対策の推進」につきましては、山林パトロール実施時に、入山者に対しまして広報指導を行います。

次の4.「山林パトロールの実施」につきましては、当期間中、消防本部・署・消防団・関係機関の皆様方により、市内各所で実施していただき、5の、「防火意識を高揚するための広報及び放送宣伝」につきましては、先ほど申しましたように、各種広報媒体を通じて行う予定でございます。

次に、6.「初期消火のための「みんなの消火用水」の補充整備」につきましては、山林パトロール実施時に、補充が必要なものについて実施致します。

次に、7.の、「その他」でございますが。今回は特にございませんが、本年も、各種の予防対策を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援、ご協力をお願い致します。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

先ほど、事務局から説明のあった平成30年の基本計画（案）の中で、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

特に無いようでございますので、「平成30年林野火災予防対策基本計画（案）について」承認させていただいて、よろしいでしょうか。

（異議なしと意見有）

ありがとうございました。

それでは各機関におかれましても、各種対策を計画されていることと思いますので、そのご予定について、発表をお願いしたいと思います。

先ほどと同じ順番でお願いしたいと思います。

まず東予地方局産業経済部森林林業課さま。

○東予地方局産業経済部森林林業課

森林林業課におきましては、ここ数年、大規模な山火事は起っておりませんが、先ほど結果報告にもありました様に、昨年8月に大生院で15a消失するような森林火災がある等、小規模なものは発生しております。よりまして、今年度も昨年度に引き続きまして、山火事ポスターの掲示、配布などによる県民に対する普及啓もうの実施、林業関係団体と協力し、パトロールの実施などを考えております。

以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、いしづち森林組合さま。

○いしづち森林組合

例年と同じようなこととなりますけれども、今年の3月、4月が、現場が金子山及び、別子山の作業が入っております。これにつきましては毎日6名の者が張り付いております。それと同時に、職員のパトロールが週2回から3回行いますので、その都度注意を図るとともに、皆さんが外部から来られた方々に対しても注意喚起していきたいと思っております。

また昨年と同様に、組合員だよりをこの2月号にも広告を出しております。

それと、労働安全会議、朝礼などでの防火意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友金属鉱山(株)別子事業所さま。

○住友金属鉱山(株)別子事業所

本年も昨年と同様にはなりますが、会議を12月16日に開催しまして、その会議を通しまして林野火災予防につきまして、社員並びに家族に対して周知を図ってまいります。

また、山林パトロールにつきましても、こちらも昨年と同様になりますけど、3月、4月の土日祝祭日に山林パトロール及び広報を計画しております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、住友林業(株)新居浜山林事業所さま。

○住友林業(株)新居浜山林事業所

当社におきましては今年度、昨年と同様に、林野火災予防期間実施までに立て看板、のぼりの整備を行う予定です。山林パトロールにつきましても、河北山一帯で土曜日、日曜日、祝祭日の雨天日以外に実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市消防団さま。

○新居浜市消防団

昨年と同様に山林パトロールを実施する予定です。

また、2月25日の日曜日、観閲式のリハーサル終了後、全分団合同で山林火災防御訓練を実施する予定です。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、新居浜市婦人防火クラブ運営協議会さま。

○新居浜市婦人防火クラブ運営協議会

婦人防火クラブにおいても、昨年と同様に、各校区で行われます防災訓練やイベントなどの際に広報宣伝に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、秘書広報課。

○秘書広報課

これまでとほぼ同様ではございますけれども、消防本部と連携、協力しながら、市政だより、ケーブルテレビ、市ホームページ、メールマガジン、そして今年から新たにコミュニティFMラジオがございますが、様々な広報媒体を総合的に活用いたしまして、一人でも多くの市民の皆様に山火事防止月間の周知、並びに山火事防止の注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

続きまして、農林水産課。

○農林水産課

農林水産課といたしましては、予防対策そのものは、昨年と同じような取り組み内容になりますが、長野山市民の森を中心に、課員を挙げて予防対策の意識向上、火気の取扱い等に係る確認や監視を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（消防長）

はい、ありがとうございました。

最後に、都市計画課。

○都市計画課

都市計画課も基本的な予防対策は例年どおりであります。ただ一点滝宮公園については、来年度にリニューアル計画をしようと思っております。その中で場合によっては林野火災予防を含めた、例えば延焼防止のための山頂の道路を若干広げるとか、木を伐採した方がいい区域等がありましたらその辺も考えてみたいなど、火災予防を含めた計画をできるようにしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（消防長）

ありがとうございました。

各機関とも、平成30年も引き続き、宜しくお願いしたいと思います。

続きまして、第4号議案「その他」についてでございます。本日の議事の内容等何かご意見、又は、この場で協議することがございましたら、ご発言をお願い致します。

○いしづち森林組合

今回は別子山は入っていないんですか？

○事務局（予防課長）

別子山につきましては、新居浜地区という林野火災予防協議会ですので、別子山地区を含むと考えて頂ければと思います。

ただ、この火気の使用制限につきましては河北山、長野山、生子山、郷山ということでございます。

○議長（消防長）

その他に何かございませんか。

無いようでございますので、これで議事の進行を終わらせていただきます。

貴重なご意見、誠にありがとうございました。それでは、事務局お願いします。

○事務局（予防課主幹）

ご審議お疲れ様でした。

閉会にあたりまして、いしづち森林組合組合長の渡部様に閉会のおことばをお願いいたします。

(5) 副会長あいさつ

○いしづち森林組合

閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

大変熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございます。大変スムーズに進行できましたこと、心からお礼申し上げます。

申すまでもなく山林火災によってこの地域の森林環境が崩壊いたしますと、大きな災害につながる訳でありますことから、皆様ご承知のとおりと思います。どうか大切な山林を努めて火災の起らないよう守っていただきたいとこのように思っております。

どうかよろしく願いいたしまして閉会のあいさつといたします。

(6) 閉会

○事務局（予防課主幹）

ありがとうございます。

以上をもちまして、平成 30 年新居浜地区林野火災予防協議会を終了いたします。

本日は、誠にありがとうございました。

平成30年新居浜地区林野火災予防協議会出席者名簿

| 構 成 員 | | 出 席 者 | |
|--------------------|-------------|---------|---------|
| | | 職 | 氏 名 |
| 愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 | | 主 幹 | 渡 部 明 裕 |
| | | 技 師 | 伊勢田 耕 平 |
| いしづち森林組合 | | 組合長 | 渡 部 高 尚 |
| 住友金属鉱山株式会社別子事業所 | | 課 長 | 合 田 厚 志 |
| 住友林業株式会社新居浜山林事業所 | | 副所長 | 木 坂 政 義 |
| 新居浜市農業協同組合 | | | |
| 新居浜市消防団 | | 団 長 | 堀 田 公 |
| 新居浜市婦人防火クラブ運営協議会 | | 会 長 | 宮 前 港 |
| 新居浜市企画部秘書広報課 | | 次長兼課長 | 岡 田 公 央 |
| 新居浜市市民部地域コミュニティ課 | | | |
| 新居浜市経済部農林水産課 | | 次長兼課長 | 山 内 敏 弘 |
| 新居浜市建設部都市計画課 | | 次長兼課長 | 庄 司 誠 一 |
| 新居浜市消防本部 | | 消防長 | 藤 田 秀 喜 |
| 新居浜市消防本部総務警防課 | | 総括次長兼課長 | 毛 利 弘 |
| 新居浜市北消防署 | | 署 長 | 相 坂 孝 二 |
| 新居浜市南消防署 | | 署 長 | 秋 月 健 一 |
| 新居浜市北消防署川東分署 | | 次長兼分署長 | 森 賀 俊 雄 |
| 事務局 | 新居浜市消防本部予防課 | 課 長 | 藤 田 佳 夫 |
| | | 主 幹 | 村 上 宏 之 |
| | | 主 任 | 河 合 昭 弘 |